

平成25年12月5日

ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」への記載に関する審議結果について

現在アゼルバイジャン共和国のバクーで開催されているユネスコ無形文化遺産保護条約の第8回政府間委員会（開催期間：12月2日（月）～7日（土））において、「代表一覧表」に記載する案件について審議が行われ、12月4日（水）（18時56分〔日本時間同日23時56分〕）、我が国から提案の「^{わしよく}和食；^{にほんじん}日本人の^{でんとうてき}伝統的な^{しよくぶんか}食文化」について「記載」の決議がなされました。

また、本件について、文部科学大臣よりコメントを発表いたしましたので、お知らせいたします。

（同時資料配布：外務省，農林水産省）

<担当> 文化庁文化財部伝統文化課
課長 平林 正吉（内線 2859）
文化財国際協力室長 塩川 達大（内線 3143）
係長 木南 秀隆（内線 2870）
電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-3056（直通）
FAX：03-6734-3820

「和食；日本人の伝統的な食文化」の提案の概要

提案の名称

和食；日本人の伝統的な食文化－正月を例として－

提案の内容

<定義>

「自然の尊重」という日本人の精神を体現した、食に関する社会的慣習として提案。

<内容>

- ①新鮮で多様な食材とその持ち味の尊重
- ②栄養バランスに優れた健康的な食生活
- ③自然の美しさや季節の移ろいを表現した盛りつけ
- ④正月行事などの年中行事との密接な関わり

<保護措置>

学校給食や地域の行事での郷土料理の提供，親子教室等の各種食育活動の実施，郷土料理や食文化に関するシンポジウムの開催等。

主な提案理由

「和食」は、四季や地理的な多様性による「新鮮で多様な食材の使用」、「自然の美しさを表した盛りつけ」などといった特色を有しており、日本人が基礎としている「自然の尊重」という精神にのっとり、正月や田植、収穫祭のような年中行事と密接に関係し、家族や地域コミュニティのメンバーとの結びつきを強めるという社会的慣習であることから、「無形文化遺産の保護に関する条約」（無形文化遺産保護条約）に定める「無形文化遺産」として提案した。

「和食」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載に係る決議の内容

委員会は、

1. 日本が人類の無形文化遺産の代表一覧表への記載に向けて、和食；日本人の伝統的な食文化－正月を例として－（No. 00869）を提出したことを受け止めた。

「和食」は、食の生産、加工、調理や消費に関する技能、知識、伝統に基づく社会的慣習である。それは、自然資源の持続的な利用と密接に関わる自然の尊重という根本的な精神に関連している。和食に関する基礎的な知識と社会的・文化的特色は、正月行事にその一典型を見ることができる。日本人は、新年の神々を迎えるため、餅つきをし、また、縁起ものとしての象徴的な意味を持つ、新鮮な素材を使い、美しく盛りつけられた特別な料理を準備する。これらの料理は、特別な器に盛られ、家族やコミュニティが集って食される。地域で採れる米、魚、野菜、山菜等といった自然の食材がよく用いられる社会的慣習である。家庭料理における適切な味付けその他の「和食」に関する基本的な知識や技術は、家庭で家族が食事を共にする中で伝えられるものである。また、草の根グループや学校の教員、料理のインストラクターも、フォーマル及びノンフォーマルな教育や実践を通じ、知識及び技術の伝承を担っている。

2. 提案書に記載されている情報から、本提案は、代表一覧表への記載のための次の基準を満たしていると決定する。

基準 1 世代から世代へと伝承される中で、「和食」は、日本人の間の社会的結束を強めるとともに、アイデンティティと絆の感覚をもたらすことに重要な役割を果たしている。

基準 2 「和食」の記載によって、無形文化遺産全般の重要性への認識が高まり、同時に、対話並びに人類の創造性及び環境への尊重が助長されるとともに、健康的な食が促進される。

基準 3 日本の様々な地域において、研究、記録並びに教育及び文化交流を通じた認知向上といった、市民団体や政府による「和食」に係る保護措置が実施される。

基準 4 多くのコミュニティ、個人、研究機関、地方自治体が、提案のプロセスに参画し、かつ、コミュニティにおける、任意の、事前の説明を受けた上での同意が伴われている。

基準 5 「和食；日本人の伝統的な食文化」は、コミュニティ、集団、個人の参画に基づく無形文化遺産として、2012年に日本の無形文化遺産目録に含まれた。

3. 和食；日本人の伝統的な食文化－正月を例として－を人類の無形文化遺産の代表一覧表に記載する。

(参考) 無形文化遺産代表一覧表に関する諸外国の食関連文化

既に登録されているもの

- フランスの美食術 (フランス, 2010年)
- 地中海料理 (スペイン, ギリシャ, イタリア, モロッコ, 2010年)
- メキシコの伝統料理 (メキシコ, 2010年)
- ケシケキの伝統 (トルコ, 2011年)

今年提案されているもの (補助機関からは「登録」と勧告されている)

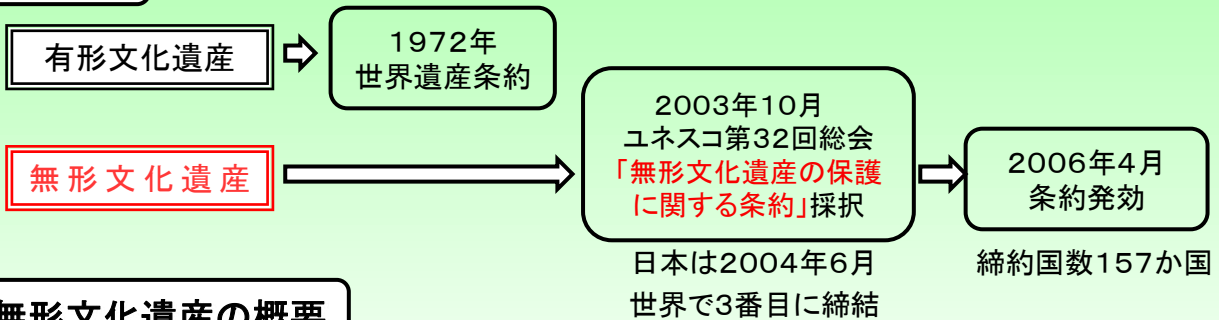
- トルココーヒーの文化と伝統 (トルコ)
 - 古代グルジアの伝統的な発酵ワイン作り (グルジア)
 - キムジャン (キムチ作りの文化) (韓国)
- (この他, 地中海料理の登録される国が追加 (キプロス, クロアチア, ポルトガル))

無形文化遺産について

無形文化遺産の保護に関する条約の概要

(2013年12月現在)

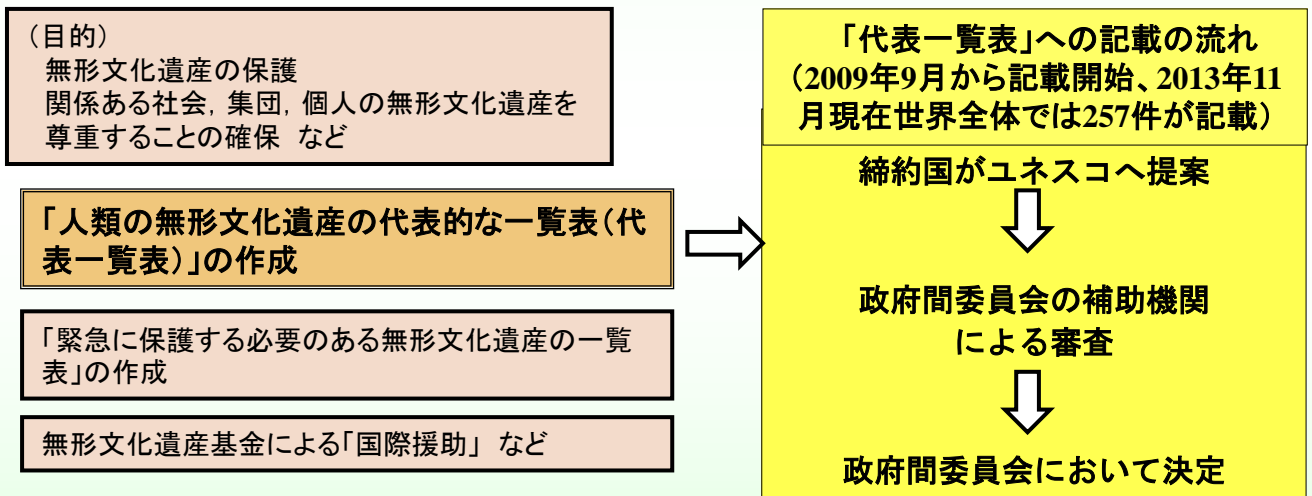
経緯



無形文化遺産の概要

(分野の例示) 芸能, 社会的慣習, 祭礼行事, 伝統工芸技術など

条約の内容



「代表一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産

- ・能楽(のうがく)
- ・人形浄瑠璃文楽(にんぎょうじょうりぶんらく)
- ・歌舞伎(かぶき)
- ・雅楽(ががく)
- ・小千谷縮・越後上布(おぢやちぢみ・えちごじょうふ)
- ・石州半紙(せきしゅうばんし)
- ・組踊(くみおどり)
- ・結城紬(ゆうきつむぎ)
- ・日立風流物(ひたちふりゅうもの)(茨城)
- ・京都祇園祭の山鉾行事(きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ)(京都)
- ・甕島のトシドン(こしきじまのとしどん)(鹿児島)

- ・奥能登のあえのこと(おくのとのあえのこと)(石川)
 - ・早池峰神楽(はやちねかぐら)(岩手)
 - ・秋保の田植踊(あきうのたうえおどり)(宮城)
 - ・チャッキラコ(ちゃっきらこ)(神奈川)
 - ・大日堂舞楽(だいにとどうぶがく)(秋田)
 - ・題目立(だいもくたて)(奈良)
 - ・アイヌ古式舞踊(あいぬこしきぶよう)(北海道)
 - ・壬生の花田植(みづのはなたうえ)(広島)
 - ・佐陀神能(さだしんのう)(島根)
 - ・那智の田楽(なちのでんがく)(和歌山)
 - ・和食; 日本人の伝統的な食文化(わしょく; にほんじんのでんとうてきなしょくぶんか)
- 計 22 件

ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約 に基づく無形文化遺産への記載基準

ユネスコ無形文化遺産保護条約締約国会議で決定する運用指示書に次の通り規定されている。

段落2 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

- 1 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
- 2 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映しかつ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4 申請案件が、関係する社会、集団及び場合により個人の可能な限り幅広い参加及び彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- 5 条約第11条及び第12条にのっとり、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

<参考>ユネスコ無形文化遺産保護条約（抄）

第2条 定義

この条約の適用上、

1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもののみ考慮を払う。

2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。

- (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
- (b) 芸能
- (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
- (e) 伝統工芸技術

第11条 締約国の役割

締約国は、次のことを行う。

- (a) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。
- (b) 第2条3に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。

第12条 目録

1 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。

「和食;日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への提案

主な提案理由

和食(日本食文化)は、四季や地理的な多様性による「新鮮で多様な食材の使用」、「自然の美しさを表した盛りつけ」などといった特色を有しており、日本人が基礎としている「自然の尊重」という精神にのっとり、正月や田植、収穫祭のような年中行事と密接に関係し、家族や地域コミュニティのメンバーとの結びつきを強めるという社会的慣習であることから、「無形文化遺産の保護に関する条約」(無形文化遺産保護条約)に定める「無形文化遺産」として提案したところ。

提案の内容

●「和食」を、「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する社会的慣習として、提案

- <内容>
- ①新鮮で多様な食材とその持ち味の尊重
 - ②栄養バランスに優れた健康的な食生活
 - ③自然の美しさや季節の移ろいの表現
 - ④正月行事などの年中行事との密接な関わり



無形文化遺産代表一覧表とは

- ・無形文化遺産の認知や重要性についての意識の向上、文化の多様性を尊重する対話の奨励を目的として、「無形文化遺産保護条約」により作成、更新及び公表することが定められた一覧表。
- ・各国が提出した案件について、同条約の締約国から選出された24か国からなる政府間委員会が登録の可否を審議。

スケジュール

- 平成24年 3月:ユネスコへ提案書を提出
- 平成25年10月:補助機関(*)による勧告
- 平成25年12月:政府間委員会における審査(登録が決定)

(*)政府間委員会の委員国から選出された6か国で構成された機関

(参考) ユネスコ無形文化遺産とは

- 「無形文化遺産」とは、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事や伝統工芸技術などで、コミュニティが自分たちの文化遺産の一部として認めるもののこと。
- 2010年には、「フランスの美食術」などの食に関する無形文化遺産が代表一覧表に登録。

無形文化遺産の例



食に関する無形文化遺産



「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」への記載に当たっての下村博文文部科学大臣コメント

「和食；日本人の伝統的な食文化」について、ユネスコ無形文化遺産保護条約の代表一覧表への記載が決定され、大変嬉しく思っております。

日本人が基礎とする「自然の尊重」という精神にのっとり、正月行事等の年中行事と密接に関係し、家族、地域の絆を強める社会的慣習たる食文化として、「和食」がこのたび記載されたことにより、次世代への継承や世界での認知の向上が期待されるものです。

また、こうした社会的慣習としての「和食」の振興、普及に取り組んでこられた関係各位の御努力に心からの敬意と祝意を表します。

文部科学省としては、関係機関とも連携を図りながら、伝統的な食文化である「和食」が次世代へ着実に継承されるよう、また、海外における「和食」の認知が更に高まるよう、しっかりと取り組んでまいります。